

2 看護学科で取得できる免許状

看護学科教職課程で取得できる免許状は、下記のとおりです。

■ 高等学校教諭一種免許状（看護）（教育職員免許法第5条）

看護学科では、学科の理念を基盤とし、教育者としての総合的な人間力、看護に関する高い専門的知識と実践力を備えた高等学校教諭（看護）の養成をめざしています。

高等学校教諭一種免許状（看護）は、「教育職員免許法施行規則に定められた教科及び教科の指導法に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第66条の6に関する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって申請し、取得することができます。

■ 養護教諭一種免許状（教育職員免許法第5条）

看護学科では、学科の理念を基盤とし、児童生徒等の心身の健康と成長、安全を支援できる高い専門性と学校保健活動推進の中核的な役割を担うことができる資質と能力を備えた養護教諭の養成をめざしています。

養護教諭一種免許状は、「教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第66条の6に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に対する大学が独自に設定する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって申請し、取得することができます。

【免許状取得後の就職先】

養護教諭一種免許状

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・義務教育学校
中等教育学校・特別特支援学校

高等学校教諭一種免許状

高等学校

3 高等学校教諭（看護）・養護教諭とは

➤ 高等学校教諭（看護）

高等学校における看護教育

「専門高校の一つである高等学校衛生看護科は、看護師養成の制度上、准看護師養成課程として位置付けられ、また、その専攻科は看護師養成課程（2年課程）として位置付けられ、それぞれ、我が国の看護教育の一翼を担ってきたところです。

また、平成14年度からは高等学校の看護に関する学科とその専攻科を合わせた看護師養成課程（5年一貫過程）が新たに創設され、5年間の一貫教育による看護師養成教育が実施されています。

その他にも、看護師等の資格は取得できませんが、看護の基礎を学ぶことにより、将来の看護職者としての資質を養うことを目的にした看護に関する学科やコースを設置している高校もあります。

参照：文部科学省 高等学校における看護教育より一部抜粋
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shinkou/kango/index.htm

上記の高等学校における看護教育の担い手が高等学校看護教諭です。高等学校の教員として、専門の科目・教科を教えるだけでなく、担任として学級を經營したり学校行事等を指導したりします。

➤ 養護教諭

養護教諭の職務は、学校教育法で「養護をつかさどる」と定められています。

[主な役割]

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室經營の実施（保健室經營計画の作成）
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応
- (5) 学級（ホームルーム）活動における保健指導をはじめ、チーム・ティーチングや兼職発令による保健学習などへの積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応
救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症 等

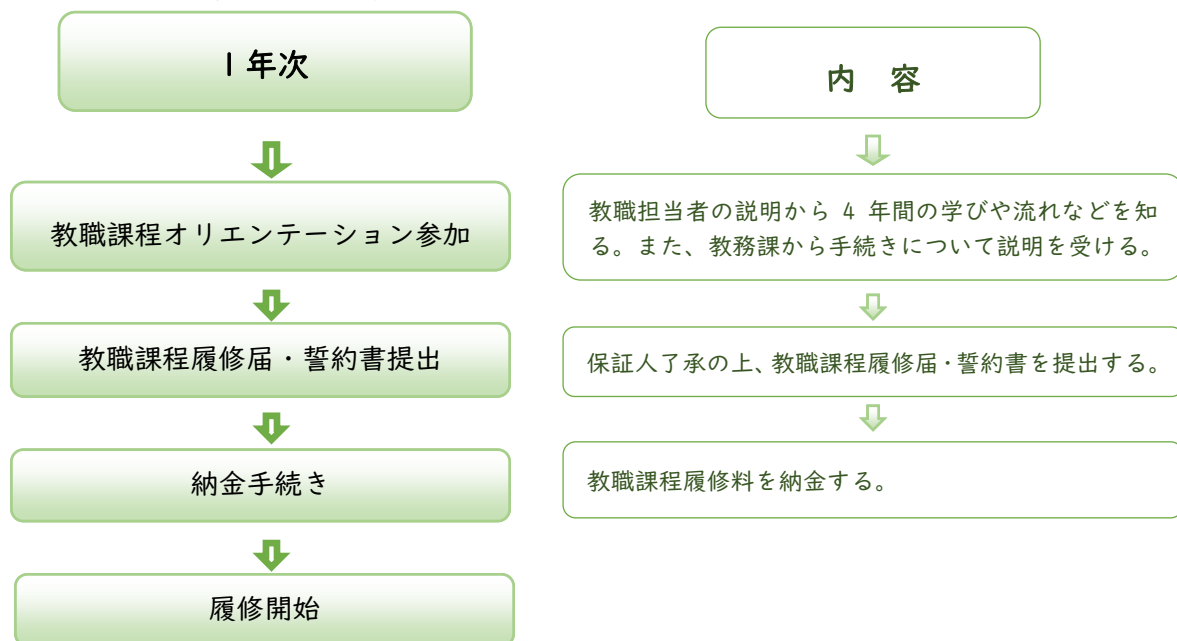
参照：日本学校保健会，2012『学校保健の課題とその対応－養護教諭の職務等に関する調査結果から－』

養護教諭は、保健室での存在イメージが大きいと思いますが、上記のように学校保健活動の中核的役割を果たし、現代的な健康課題に対応していくために、新たな知識や技術を習得していくことが求められています。

4 看護学科教職課程への履修と辞退

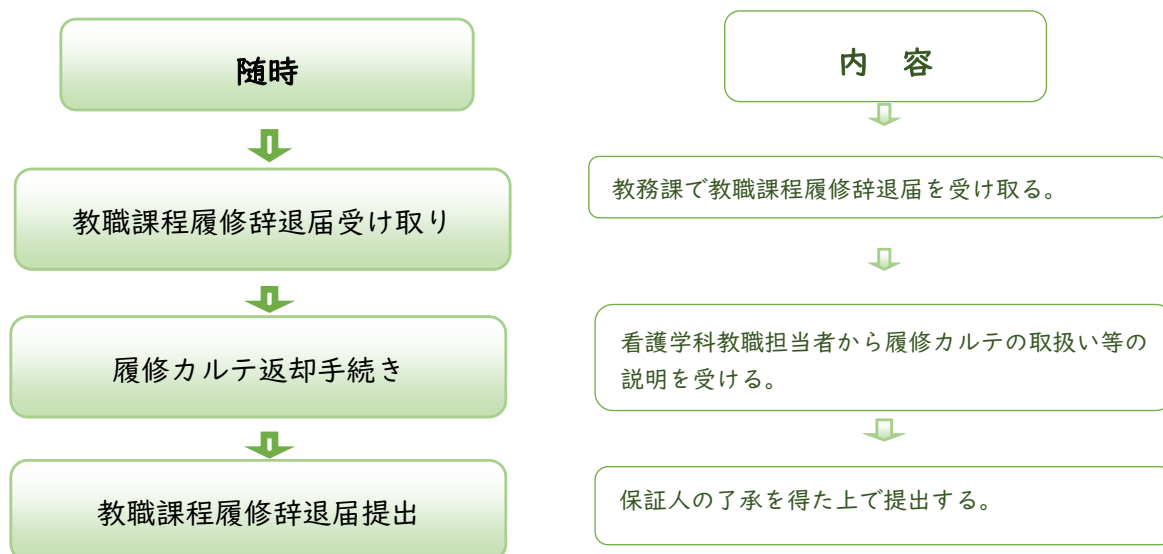
➤ 履修について

看護学科教職課程の科目履修は、1年次から授業を体系的に履修し単位を取得する必要があります。そのために、教職課程の履修を望む場合は、4月の入学直後に行われる教職課程オリエンテーションに必ず参加して、履修を開始するために求められる要件を確実に把握してください。



1年次後期より教職課程を履修する場合は、前期に教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた本学の「チームスポーツ」・「情報処理の基礎」・「基礎英語」を履修していることが必要です。

➤ 履修の辞退について



※ 辞退をする前に、必ず教職課程の担当教員に相談してください。

5 看護学科で教職免許を取得するための要件

➤ 看護学科の教育実習・養護実習に関わる履修について

「教育実習Ⅰ」及び「養護実習」を履修するためには、実習開始までに開講されている、養護教諭一種、高等学校教諭一種(看護)の免許状に必要な教科に関する科目、養護に関する科目及び教職に関する科目の単位を全て修得しなければなりません。

➤ 看護学科における再履修について

教職課程の再履修科目と看護専門必修科目が重複する場合、**看護専門科目の必修を優先的に履修**します。また、2年後期の教職課程科目が不可となった場合、3年後期は、看護各論実習が開始されるため3年後期での再履修はできません。

➤ 看護学科の選抜について

看護及び教職課程の履修の水準を確保すること、教職課程の指導の充実を図っていくために選抜を実施しています。看護学科の選抜試験は、2年次前期定期試験終了後に実施されます。選抜された学生のみ2年次後期の履修が継続できます。(後述の「12 看護学科教職履課程履修に関わる選抜について」を参照ください)

6 看護学科教職に関する科目(履修規程別表第二)

高等学校教諭一種免許状および養護教諭一種免許状の取得には、看護学科専門科目に加え、「教育職員免許法施行規則に定められた第66条の6に関する科目に対する本学の開講科目」と下記の教職課程に関する単位取得が必要になります。2年前期より取得する科目が、高等学校教諭一種免許状(看護)と養護教諭一種免許状で異なってきます。自分の希望する資格を見極めて履修を進めましょう。

| 科 目 | 単位数 | 高一 種免 | 養教一 種免 | 開講時期・週授業時間数 | | | | | | | | 備考 | |
|---------------------|-----|----------|-----------|-------------|----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|---|
| | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 教 職 概 論 | 2 | 2 | 2 | | | 2 | | | | | | | |
| 教 育 原 理 | 2 | 2 | 2 | | 2 | | | | | | | | |
| 教 育 心 理 学 | 2 | 2 | 2 | | | 2 | | | | | | | |
| 教 育 社 会 学 | 2 | 2 | 2 | | | | 2 | | | | | | |
| 教 育 課 程 論 | 2 | 2 | 2 | | | | 2 | | | | | | |
| 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 | 2 | 2 | | | | | 2 | | | | | |
| 特 別 支 援 教 育 論 | 1 | 2 | 2 | | | | | 2 | | | | | |
| 教 育 方 法 論 | 2 | 2 | 2 | | | | | 2 | | | | | |
| 教育におけるICT活用 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | | |
| 看護教科教育法Ⅰ | 2 | 2 | | | | | | 2 | | | | | |
| 看護教科教育法Ⅱ | 2 | 2 | | | | | | | 2← | → | | | |
| 学校保健教育法 | 2 | | 2 | | | | | 2 | (2) | | | | |
| 道徳教育の理論と実践 | 2 | | 2 | | | 2 | | | | | | | |
| 生徒・進路指導論 | 2 | 2 | | | | | | 2 | | | | | |
| 生徒指導論 | 2 | | 2 | | | | | 2 | | | | | |
| 教育相談(カウンセリングを含む。) | 2 | 2 | 2 | | | | 2 | | | | | | |
| 教育実習事前事後指導 | 1 | 1 | 1 | | | | | | ← | | → | | |
| 養護実習事前事後指導 | 1 | 1 | 1 | | | | | | ← | | → | | |
| 教 育 実 習 Ⅰ | 2 | 2 | | | | | | | | ← | → | | |
| 養 護 実 習 | 4 | | 4 | | | | | | | ← | → | | |
| 教職実践演習(中・高) | 2 | 2 | | | | | | | | | | 2 | |
| 教職実践演習(養護教諭) | 2 | | 2 | | | | | | | | | | 2 |

注1) 教職免許状を取得しようとする者は、「日本国憲法」、「チームスポーツ」、「生涯スポーツ」、「基礎英語」、「実用英語コミュニケーション」、「情報処理の基礎」、「情報の理解と表現」の履修し単位の取得が必要になります。

注2) 教職課程を履修する学生の皆さんは教職課程履修料の納入など大学が定める諸手続を毎年おこないません。(履修規程別表第二の履修は、注2)の教職課程履修の手続きを行った学生を対象とします。)

7 高等学校教諭一種免許状（看護）科目

高等学校教諭一種免許状（看護）は、下記に示す「教育職員免許法施行規則に定められた教科に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第 66 条の 6 に関する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって、申請することができます。

〈教育職員免許法施行規則に定められた教科に関する科目に対する本学の開講科目〉

| 施行規則に定める科目 | 本学開講科目 | 単位 | 施行規則に定める科目 | 本学開講科目 | 単 | |
|---------------------------------|-------------|----|---------------------------------|------------|----------|---|
| 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 | 看護形態機能学Ⅰ | 2 | 看護学 (成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) | 成人看護学概論 | 1 | |
| | 看護形態機能学Ⅱ | 2 | | 成人慢性期看護方法論 | 2 | |
| | 臨床栄養学 | 2 | | 成人急性期看護方法論 | 2 | |
| | 感染と免疫 | 2 | | 成人看護学演習 | 2 | |
| | 疾病学総論 | 1 | | 老年看護学概論 | 1 | |
| | 疾病学各論Ⅰ | 2 | | 老年看護方法論 | 2 | |
| | 疾病学各論Ⅱ | 2 | | 老年看護学演習 | 1 | |
| | 薬理学 | 2 | | 精神看護学概論 | 1 | |
| 看護学 (成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) | 看護のための臨床検査 | 1 | | 精神看護方法論 | 2 | |
| | 保健統計学 | 2 | | 精神看護学演習 | 1 | |
| | 社会保障概説 | 2 | | 在宅看護学 | 2 | |
| | 家族看護学 | 2 | | 在宅看護学演習 | 1 | |
| | 対人関係論 | 1 | | 看護マネジメント総論 | 1 | |
| | 発達心理学 | 1 | | 看護研究の基礎 | 1 | |
| | 健康教育論 | 1 | | 地域生活支援論 | 1 | |
| | 看護学概論 | 2 | | 災害看護学 | 1 | |
| | 看護理論 | 1 | | 看護実習 | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 |
| | 看護倫理 | 1 | | | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 |
| | 看護技術論演習 | 1 | | | 小児看護学実習 | 2 |
| | 生活援助技術論演習 | 2 | | | 母性看護学実習 | 2 |
| | 診療関連技術論演習 | 2 | 成人慢性期看護学実習 | | 2 | |
| | ヘルスアセスメント演習 | 1 | 成人急性期看護学実習 | | 2 | |
| | 看護過程論 | 2 | 老年看護学実習 | | 1 | |
| | 公衆衛生看護学概論 | 2 | 精神看護学実習 | | 2 | |
| | 小児看護学概論 | 1 | 在宅看護学実習 | | 2 | |
| | 小児看護方法論 | 2 | 看護総合実習 | | 2 | |
| | 小児看護学演習 | 1 | 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む) | 看護教科教育法Ⅰ | 2 | |
| | 母性看護学概論 | 1 | | 看護教科教育法Ⅱ | 2 | |
| 母性看護方法論 | 2 | | | | | |
| 母性看護学演習 | 1 | | | | | |

〈教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等に対する本学の開講科目〉

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学開講科目 | 単位数 |
|-------------------------------------|--|----------------------|-----|
| 科目 | 各科目に含める必要事項 | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原理 | 2 |
| | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む） | 教職概論 | 2 |
| | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） | 教育社会学 | 2 |
| | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 教育心理学 | 2 |
| | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の対する理解 | 特別支援教育論 | 1 |
| | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） | 教育課程論 | 2 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 総合的な学習の時間の指導法 | 特別活動論及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 |
| | 特別活動の指導法 | | |
| | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 教育方法論 | 2 |
| | 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 | 教育における ICT 活用 | 1 |
| | 生徒指導の理論及び方法 | 生徒・進路指導論 | 2 |
| | 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 教育相談（カウンセリングを含む。） | 2 |
| 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 教育実習事前事後指導 | 1 |
| | | 教育実習 I | 2 |
| | 学校体験活動 | | |
| | 教職実践演習 | 教職実践演習（中・高） | 2 |

| | | | |
|-----------------------------|--------------|---------------|---|
| 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 | 日本国憲法 | 日本国憲法 | 2 |
| | 体育 | チームスポーツ | 1 |
| | | 生涯スポーツ | 1 |
| | 外国語コミュニケーション | 基礎英語 | 1 |
| | | 実用英語コミュニケーション | 1 |
| | 情報機器の操作 | 情報処理の基礎 | 1 |
| 情報の理解と表現 | | 1 | |

8 養護教諭一種免許状の科目

養護教諭一種免許状は、下記に示す「教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目に対する本学の開講科目」、「教育職員免許法施行規則に対する大学が独自に設定する科目に対する本学の開講科目」を履修し、単位を修得することによって、申請することができます。

〈教育職員免許法施行規則に定められた養護に関する科目に対する本学の開講科目〉

| 施行規則に定める科目 | 本学開講科目 | 単位数 | 施行規則に定める科 | 本学開講科目 | 単位数 |
|-----------------------------|-------------|-----|-------------------------|-------------|-----|
| 衛生学及び公衆栄養学 (予防医学含む。) | 公衆衛生看護学概論 | 2 | 看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。) | 小児看護学概論 | 1 |
| | 保健統計学 | 2 | | 小児看護学方法論 | 2 |
| 学校保健 | 学校保健 | 2 | | 小児看護学演習 | 1 |
| 養護概説 | 養護概説 | 2 | | 母性看護学概論 | 1 |
| 健康相談活動の理論及び方法 | 健康相談 | 2 | | 母性看護学方法論 | 2 |
| 栄養学(食品学を含む。) | 臨床栄養学 | 2 | | 母性看護学演習 | 1 |
| 解剖学及び生理学 | 看護形態機能学Ⅰ | 2 | | 成人看護学概論 | 1 |
| | 看護形態機能学Ⅱ | 2 | | 成人慢性期看護学方法論 | 2 |
| 「微生物学、免疫学、 薬理概論」 | 感染と免疫 | 2 | | 成人急性期看護学方法論 | 2 |
| | 薬理学 | 2 | | 成人看護学演習 | 2 |
| 精神保健 | 精神看護学概論 | 1 | | 在宅看護学 | 2 |
| | 精神看護学方法論 | 2 | | 在宅看護学演習 | 1 |
| | 精神看護学演習 | 1 | | 看護マネジメント総論 | 1 |
| 看護学 (臨床実習及び救急処置 を含む。) | 疾病学総論 | 1 | | 看護研究の基礎 | 1 |
| | 疾病学各論Ⅰ | 2 | | 看護研究の基礎 | 1 |
| | 疾病学各論Ⅱ | 2 | | 地域生活支援論 | 1 |
| | 社会保障概説 | 2 | | 災害看護学 | 1 |
| | 家族看護学 | 2 | | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 |
| | 対人関係論 | 1 | | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 |
| | 発達心理学 | 1 | | 小児看護学実習 | 2 |
| | 健康教育論 | 1 | | 母性看護学実習 | 2 |
| | 看護学概論 | 2 | | 成人慢性期看護学実習 | 2 |
| | 看護倫理 | 1 | | 成人急性期看護学実習 | 2 |
| | 看護技術論演習 | 1 | | 精神看護学実習 | 2 |
| | 生活援助技術論演習 | 2 | | 在宅看護学実習 | 2 |
| | 診療関連技術論演習 | 2 | | 看護総合実習 | 2 |
| | ヘルスアセスメント演習 | 1 | | | |
| | 看護過程論 | 2 | | | |

〈教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学の開講科目〉

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学開講科目 | 単位数 |
|-------------------------------------|--|----------------------|-----|
| 科目 | 各科目に含める必要事項 | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原理 | 2 |
| | 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む） | 教職概論 | 2 |
| | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） | 教育社会学 | 2 |
| | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 教育心理学 | 2 |
| | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の対する理解 | 特別支援教育論 | 1 |
| | 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む） | 教育課程論 | 2 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 | 道徳教育の理論と実践 | 2 |
| | | 特別活動論及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 |
| | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 教育方法論 | 2 |
| | | 教育における ICT 活用 | 1 |
| | 生徒指導の理論及び方法 | 生徒指導論 | 2 |
| | 教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含むの理論及び方法 | 教育相談（カウンセリングを含む。） | 2 |
| 教育実践に関する科目 | 養護実習 | 養護実習事前事後指導 | 1 |
| | | 養護実習 | 4 |
| | 学校体験活動 | | |
| | 教職実践演習 | 教職実践演習（養護教諭） | 2 |

| | | | |
|-----------------------------|--------------|---------------|---|
| 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 | 日本国憲法 | 日本国憲法 | 2 |
| | 体育 | チームスポーツ | 1 |
| | | 生涯スポーツ | 1 |
| | 外国語コミュニケーション | 基礎英語 | 1 |
| | | 実用英語コミュニケーション | 1 |
| | 情報機器の操作 | 情報処理の基礎 | 1 |
| | | 情報の理解と表現 | 1 |

〈教育職員免許法施行規則に対する大学が独自に設定する科目に対する本学の開講科目〉

| 施行規則に定める科目 | 本学開講科目 | 単位数 | 備考 |
|--------------|---------|-----|----|
| 大学が独自に設定する科目 | 学校保健教育法 | 2 | |

9 看護学科の教職課程履修の流れ

学生の皆さんが、教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程科目の履修が必要になります。履修の流れは下記を参考にし、受講・実習・採用試験・就職などに関してわからないことがあれば、早めに教務課及び教職課程担当者に相談してください。

学生の皆さんへの連絡は、UNIVERSAL PASSPORT や Google Classroom で行います。各自の必ず確認し、不明な点があれば教務課等に連絡してください。また、オリエンテーション・説明会等を理由なく欠席することはできません。

1年次

教職課程

4月 教職課程オリエンテーション
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始

教職課程における履修の概要や手続きについて説明します。キャンパスライフを持参してください。

10月 教職課程 後期履修開始

2月

基礎看護学実習 I

看護実習については、看護学科実習要項に詳細が掲載されています。

2年次

4月 教職課程オリエンテーション
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始

教職の履修カルテの記入についても説明します。

看護学科教職課程選抜オリエンテーション

選抜試験の概要、提出書類などについて説明します。

8月 看護学科教職課程選抜試験（前期定期試験終了後）

選抜結果揭示

基礎看護実習 II

9月 教職課程 後期履修開始
履修カルテ説明会

10月

3年次

教職課程

4月 教職課程オリエンテーション
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始

実習依頼説明会

教職課程の実習は、学生自身で学校に訪問し、実習について内諾を得ます。説明会では、依頼のための書類や依頼方法について説明があります。

8月 教員採用試験対策講座
実習依頼

教員採用試験対策講座を夏季休業中に開催しています。

9月

教職課程 後期履修開始

後期 看護各論実習開始

10月

3月 『養護実習事前事後指導』
『教育実習事前事後指導』
・集中講義・実習前オリエンテーション

看護学科の実習が終了後、教職課程の実習準備が始まります。

4年次

4月 教員採用試験対策講座
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始

教員採用試験対策講座を前期授業開始前に実施しています。

5月

公立学校教員採用試験

教員採用試験の自治体は、各自で決定し、手続きを行い、受験していきます。

『養護実習事前事後指導』
『教育実習事前事後指導』
・事後指導

7月

・実習発表会

公立学校教員採用試験（1次）

教育実習
I
2週間

養護実習
3週間

看護
総合
実習

8月

公立学校教員採用試験
（2次・3次）

4~10月

9月

10月 教職課程 後期履修開始

看護師国家試験

2月

3月

教員免許状交付〈卒業式〉

免許状は卒業式に交付されます

*講義（『』で表しています）は、3年後期・4年実施予定です。

10 高等学校教諭一種免許状（看護）取得履修モデル

| | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | |
|------------|------------|-------------------------------|---|--|--|--|--------------------------|--------|------------------|
| | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 教職に関する科目 | | | ●教育原理 ●教育におけるICT活用 | ●教職概論 ●教育心理学 | ●教育社会学 ●教育課程論 ●教育相談 (カウンセリングを含む。) | ●特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ●特別支援教育論 ●教育方法論 ●看護教科教育法Ⅰ ●生徒・進路指導論 | ●看護教科教育法Ⅱ ●教育実習事前事後指導 | ●教育実習Ⅰ | ●教職実践演習 (中・高) |
| | | 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 | | | | | | | |
| 教養教育 | ① 女性と健康 | ●チームスポーツ | ●生涯スポーツ | | | | | | |
| | ② 基礎教養 | ○情報処理の基礎 | | ●情報の理解と表現 | | | | | |
| | アガミックスル | ●基礎英語 | ●日本国憲法 | ●実用英語コミュニケーション | | | | | |
| | 看護を学ぶための基礎 | ○看護形態機能学Ⅰ ○感染と免疫 ○対人関係論 | ○看護形態機能学Ⅱ ○疾病学総論 ○保健統計学 ○社会保障概説 | ○疾病学各論Ⅰ ○疾病学各論Ⅱ ○薬理学 ○発達心理学 ○健康教育論 | ○臨床栄養学 ○看護のための臨床検査 | | | | |
| | 看護実践の基盤 | ○看護学概論 ○看護技術論演習 | ○生活援助技術論演習 ○ヘルスケア演習 ○基礎看護学実習Ⅰ | ○診療関連技術論 ○看護過程論 ○基礎看護学実習Ⅱ | ○看護倫理 ○看護マネジメント総論 | 看護理論 | | | |
| 看護実践の応用 | | ○地域生活支援援論 | ○小児看護学概論 ○母性看護学概論 ○成人看護学概論 ○老年看護学方法論 | ○家族看護学 ○小児看護学方法論 ○母性看護学方法論 ○成人慢性期看護学方法論 ○成人急性期看護学方法論 ○老年看護学方法論 ○精神看護学概論 ○精神看護学方法論 ○災害看護学 | ○小児看護学演習 ○母性看護学演習 ○成人看護学演習 ○精神看護学演習 ○老年看護学演習 ○在宅看護学 ○在宅看護学演習 ○看護研究の基礎 | ○小児看護学実習 ○母性看護学実習 ○成人慢性期看護学実習 ○成人急性期看護学実習 ○老年看護学実習 ○精神看護学実習 ○在宅看護学実習 | ○看護総合実習 | | |
| 公衆衛生看護関係科目 | | | ○公衆衛生看護学概論 | | | | | | |

○印は看護学科必修科目と重複科目

1 1 養護教諭一種免許状取得履修モデル

| | | 1 年次 | | 2 年次 | | 3 年次 | | 4 年次 | |
|----------|------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|---------|-------------------|
| | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 教職に関する科目 | | | ●教育原理 ●教育における ICT 活用 | ●教職概論 ●教育心理学 ●道徳教育の理論と実践 | ●教育社会学 ●教育課程論 ●教育相談 (カウンセリングを含む。) | ●特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 ●特別支援教育論 ●教育方法論 ●学校保健教育法 ●生徒指導論 | ●養護実習事前事後指導 | ●養護実習 | ●教職実践演習 (養護教諭) |
| | | 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 | | | | | | | |
| 教養教育 | ① 女性と健康 | ●チームスポーツ | ●生涯スポーツ | | | | | | |
| | ② 基礎教養 | ○情報処理の基礎 | | ●情報の理解と表現 | | | | | |
| | アカデミックスキル | ●基礎英語 | ●日本国憲法 | ●実用英語コミュニケーション | | | | | |
| | 看護を学ぶための基礎 | ○看護形態機能学Ⅰ ○感染と免疫 ○対人関係論 | ○看護形態機能学Ⅱ ○疾病学総論 ○保健統計学 ○社会保障概説 | ○疾病学各論Ⅰ ○疾病学各論Ⅱ ○薬理学 ○発達心理学 ○健康教育論 | ○臨床栄養学 | | | | |
| | 看護実践の基盤 | ○看護学概論 ○看護技術論演習 | ○生活援助技術論演習 ○ヘルプメント演習 ○基礎看護学実習Ⅰ | ○診療関連技術論 ○看護過程論 ○基礎看護学実習Ⅱ | ○看護倫理 ○看護マネジメント総論 | | | | |
| | 看護実践の応用 | | ○地域生活支援援論 | ○小児看護学概論 ○母性看護学概論 ○成人看護学概論 | ○家族看護学 ○小児看護方法論 ○母性看護方法論 ○成人慢性期看護方法論 ○成人急性期看護方法論 ○精神看護学概論 ○精神看護方法論 ○災害看護学 | ○小児看護学演習 ○母性看護学演習 ○成人看護学演習 ○精神看護学演習 ○在宅看護学 ○在宅看護学演習 ○看護研究の基礎 | ○小児看護学実習 ○母性看護学実習 ○成人慢性期看護学実習 ○成人急性期看護学実習 ○精神看護学実習 ○在宅看護学実習 | ○看護総合実習 | |
| | 公衆衛生看護関係科目 | | | ○公衆衛生看護学概論 | | | | | |
| 養護に関する科目 | | | | ●学校保健 ●養護概説 | ●健康相談 | | | | |

○印は看護学科必修科目と重複科目

12 看護学科教職履課程履修に関わる選抜について

➤ 選抜について

看護学科は、看護の専門教育を充実させていくために2018年度より新カリキュラムに移行しています。看護及び教職課程の履修の水準を確保すること、教職課程の指導の充実を図っていくために選抜を実施しています。

➤ 選抜試験の時期と内容

選抜の時期：2年次前期定期試験終了後

選抜の要件：

(1) 2年次前期までの成績評価

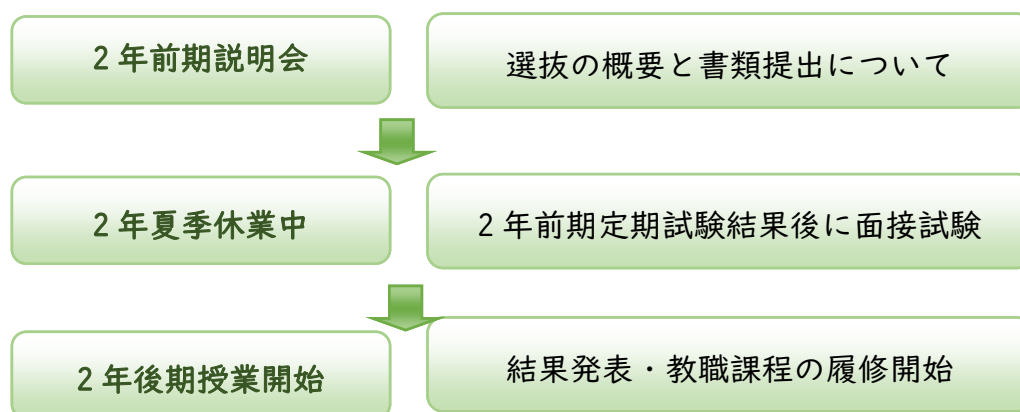
- ① 原則として、GPA3.0以上の成績を有すること。
- ② 原則として、2年次前期までに開講されている看護課程および教職の全履修科目に「不可」科目がないこと。

(2) 面接試験評価

➤ 選抜スケジュール

選抜に関する詳しい日程は、UNIVERSAL PASSPORTやGoogle Classroom等で連絡します。

成績は、2年前期定期試験結果までを参考にし、その後に面接を実施します。



* 選抜に関する相談は、看護学科教職担当者まで

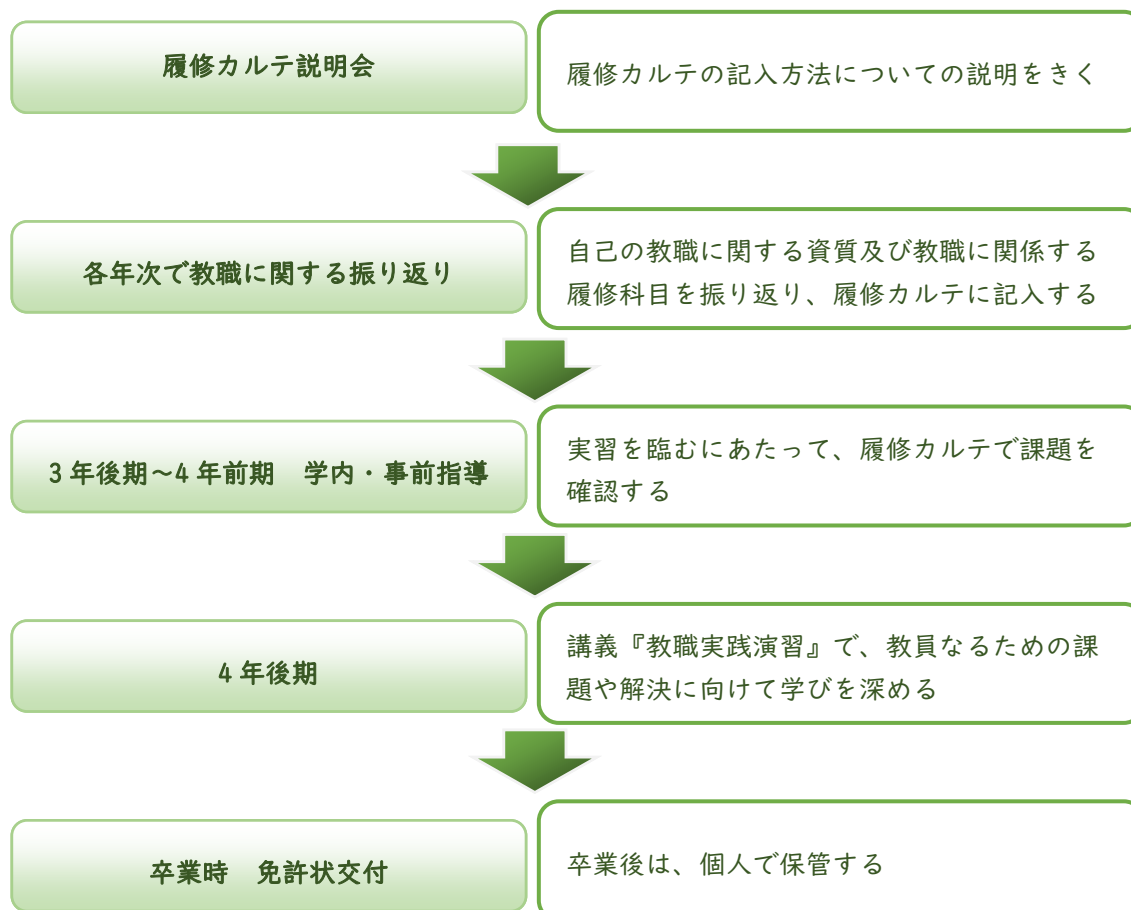
13 履修カルテについて

➤ 履修カルテ

本学では、教師の資質を高めるためのカリキュラムを厳選して準備し、教育実習・養護実習の後に「教職実践演習」の科目を設置しています。この科目は1年次からの教職に関する指導、および教育実習・養護実習、栄養教育実習、体験的授業科目などを通して教員として必要な実践的指導力が有機的に統合され形成されたかについて、学生自身によって確認するものです。いわば全学年を通した「学びの集大成」です。将来教員になる上で自分自身にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待されています。

学生一人ひとりが履修状況を自己確認し、学習効果とモチベーションを高め、自己学習に活用するために、履修カルテを作成します。履修カルテは履修状況とともに到達目標、体験学習、ボランティア等について学生自身が4年間にわたって記入していくことになります。

➤ 履修カルテの管理と活用



* 履修カルテの提出や配付の時期は、UNIVERSAL PASSPORT や Google Classroom 等で連絡します。期限を守って提出しましょう。

14 看護学科教職課程の実習について

教職課程の実習の目的・心得等は、実習説明会で配布される手引きを参照ください。

看護学科教職課程における実習は、高等学校教諭一種免許状（看護）の取得のための実習を教育実習Ⅰ、養護教諭一種免許状取得のための実習を養護実習と呼んでいます。また、さらに専門性を高めるために看護総合実習では、教職領域の実習を実施していく予定です。

➤ 実習時期と実習日数

| 免許状の種類 | 実習校種 | 教職課程における実習 | |
|---------------------|--------------|--------------|---------|
| | | 時期 | 週/日数 |
| 高等学校教諭一種免許状 （看護） | 高等学校 | 4年 前期（後期） | 2週間/10日 |
| 養護教諭一種免許状 | 小学校・中学校・高等学校 | （4月～10月） | 3週間/15日 |

➤ 実習の進め方

- * 3年前期終了時期に実習前オリエンテーション説明会が実施されます。その際、各学生に必要な書類は配布されます。

[実習校の決定]

- ◆ 教育実習Ⅰ（高等学校教諭一種免許状（看護））について

教育実習Ⅰは、看護学科教職課程担当者が学校に依頼します。

- ◆ 養護実習について（養護教諭一種免許状）

各自、出身校（希望校種）に依頼に行きます。ただし、自治体によっては、大学から各教育委員会へ依頼し、その後、実習校が決定します。

➤ 実習スケジュール

実習での学びを深めるためには、事前準備を充実させることが大切です。自分が何を学び経験したいのか依頼前に考えを整理します。実習後は、実習についてまとめたり発表したりします。そのまとめは、後期の講義「教職実践演習」につながっていきます。

